

朝日町では、住宅を新築又は新築住宅を 購入された方に奨励金が交付されます！

朝日町では、近隣市町にない独自の事業として、平成16年度から平成22年度までの期間中に住宅を新築又は新築住宅を購入された方に奨励金が交付されます。是非、この制度をご利用ください。

●対象住宅

居住の用に供するために新築住宅及び購入された新築住宅で、一世帯が独立して生活できる構造を有するもの

●対象面積

居住用として用いられている部分（店舗兼用住宅の場合は、店舗部分は除く）

●奨励条件

- ・本町の住民であること
- ・居住地に係る町税（料）を滞納していないこと

●奨励額

住宅に係る固定資産税課税標準額に税率を乗じた額の2分の1に相当する額

●交付期間

平成17年度から平成23年度までの期間中に新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年間

●今年度対象者

平成18年度から平成20年度に新たに住宅の固定資産税が課せられる事になった方

●申請期限

平成20年度分の固定資産税を完納後、3月10日（月）までに、手続きをしてください。



※手続き方法や制度についてのお問い合わせ先

産業振興課 TEL 377-5658 FAX 377-4543

HPアドレス <http://www.town.asahi.mie.jp/asahi/as68/sangyou2.html>

シリーズ / 教育委員会だより

子どもたちの生き生きした姿が見られる生活発表会 ～あさひ中央園の取り組み～

毎年、あさひ中央園（4歳児・5歳児）、あさひ北園（3歳児）では、子どもたちの一年間の成長した姿を発表する「生活発表会」が行われています。

2月12日（木）・13日（金）・20日（金）にはあさひ中央園で年長組（5歳児）の生活発表会が行われました。生活発表会では、子どもたちがこれまでに様々な体験を通して培ってきた力を生かしながら、友だちと考え合い、練習を積み重ねてきた「劇」や「合奏」が発表されました。



生まれてわずか5年ほどのかわいい子どもたちですが、劇や合奏を発表している姿はなかなか立派なものです。保護者をはじめ中央園のホールは多くの参観者で埋め尽くされ、子どもたちを見守る温かな雰囲気の中で子どもたちの姿が輝いて見えました。

参観者の中から、「すごいね、この年齢なのに。」「こんなことができるんだね。」など、子どもたちの成長に驚きと賞賛の声が多く聞かれました。持てる力を精一杯発揮している子どもたちの姿に多くの参観者から笑顔がこぼれていました。これからも朝日の子どもたちがすくすくと成長していってくれること願うばかりです。

教育委員会だよりでは、開かれた教育を目指し、朝日町教育委員会やあさひ園、朝日小・中学校での取り組みを掲載してきましたが、当初の目的を達しましたので、3月号をもって終了とさせていただきます。一年間、ありがとうございました。